

貸金業法等改正案に反対する緊急声明

金融庁は、昨 5 日、貸金業規制法、並びに出資法の上限金利引下げ問題に関し、改正案を発表した。この改正案は、出資法の上限金利を年 20% に引下げるとしながら、同時に、利息制限法の金利を一部引上げることによりグレーゾーンを廃止としている。また、特例措置として、個人及び事業者向けの特例金利を最大年 28% まで認め、経過措置を含めると最長 9 年間、この高利の特例金利を合法化する内容である。

そもそも、今回の出資法の上限金利の引下げ問題は、貸金業規制法 43 条の「みなし弁済規定」の適用を排斥し、利息制限法に定める金利を適用すべしとする最高裁判例が相次いだことが発端である。最高裁判例は、自殺者まででている多重債務者問題の深刻さに鑑み、貸金業者が徴収できる金利の上限は利息制限法によって一律に規制されるべきことを宣言したものである。

このため、金融庁の諮問機関である「貸金業制限等に関する懇談会」は、去る 8 月 24 日の会議で、特例金利の導入に反対の意見が大勢をしめた。また、与党自民党・公明党の「貸金業制限等の改革に関する基本的考え方」では、特例金利に反対し、大筋、グレーゾーン金利を廃止するには、上限金利を利息制限法まで引下げの方法によるべきことが確認していたところである。

しかるに、今回の金融庁の改正案は、上限金利引下げ問題に正面から取り組まず、利息に関する基本法である利息制限法の金利を 50 万円未満 20%、50 万円以上 500 万円までが 18%、500 万円以上 15% に実質引上げる案となっている。問題をすり替えているとの批判を免れない。

特に問題なのは、特例金利を長期間温存することにより、現行法で認められている、利息制限法の金利に基づく再計算による過払い金の返還請求すら許さなくしている点である。これでは多重債務者救済は現状より困難となることは明らかである。

今回の金融庁の改正案は、金融庁自らの前掲懇談会の意見、自民党・公明党の基本的考え方をいずれも無視し、国民が求める多重債務者問題の根本的解決をより後退させており、結論として、改悪そのものと断言せざるを得ない。

大阪弁護士会は、上記理由により、今回の改正案に対し、強く反対を表明するものである。

2006 (平成 18) 年 9 月 6 日

大阪弁護士会

会長 小寺 一 矢